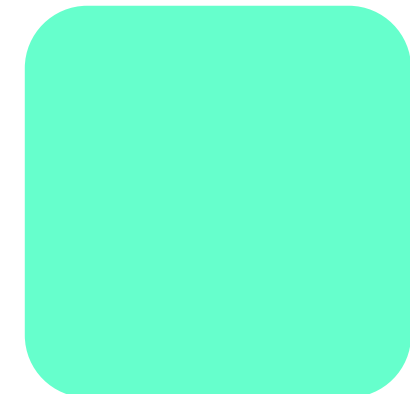
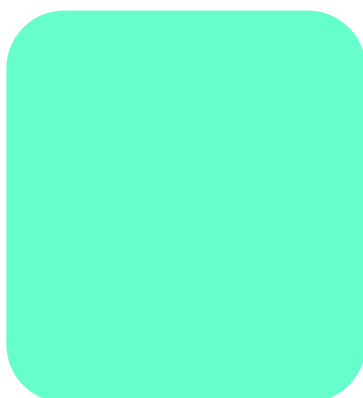


～相続で未来へ～

わたしの
エンディングノート



神戸地方法務局
兵庫県司法書士会



遺言書ほかんガルー

あなたのお住まいの不動産は、亡くなられたご家族の名義のままではありませんか？

はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障となるなど、多くの社会問題につながります。このような問題を背景として、令和3年4月28日には、民法等の一部が改正され、相続登記を義務化するなど法律が成立したところです。

さらに、これらの問題の発生を未然に防ぐために、全国の法務局及び司法書士会では、相続登記を促進する様々な取組を行っていますが、その取組の一つとして、法務局及び司法書士会が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるよう、この「～相続で未来へ～ わたしのエンディングノート」を神戸地方法務局と兵庫県司法書士会とで作成しました。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和4年3月

神戸地方法務局
兵庫県司法書士会

法務局に預けて安心 自筆証書遺言書保管制度



遺言とは？

あなたの万一ときに、あなたの大切な人に対して、財産をどのように分配するかについて、自分の最終意思を明らかにするものです。

相続をめぐる紛争（争族）を防止するためには、遺言書の作成が有効です。

自筆証書遺言って??

15歳以上で、自身で書くことができれば、いつでも自らの意思で作成でき、手軽で自由度の高い方式です。

しかし、せっかく作成しても

💡相続人に発見されないことがある。

💡改ざんされるおそれがある。

💡方式の不備により遺言が無効となるおそれがある。

といったデメリットがあるほか、遺言者が亡くなった後は、相続人が家庭裁判所に集まって、検認を受ける必要があります。



この制度を利用すると・・・??

💡遺言書を法務局（遺言書保管所）で適正に管理します。

💡法務局からの通知により、遺言書の存在を相続人に確実に伝えることができます。

💡遺言書が法律に定める方式に適合しているか、外形的な確認を受けることができます。

💡家庭裁判所の検認が不要になります。



相続をめぐる紛争の防止に役立ちます。

ぜひ、ご利用ください！詳しくは14ページへ🏠

これからの人生をより明るく前向きに過ごすために

目次

第1部 わたしのエンディングノートを作成してみよう

1	わたし自身のこと	1
2	家族のこと	3
	家系図	4
3	わたしの財産	6
4	もしものときの連絡先	10
5	大切な人へのメッセージ	11

第2部 相続で未来へつなぐ 「争族」にならないために知って安心

1	遺言と遺言書保管制度	13
	法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！	14
2	法定相続情報証明制度	15
3	相続登記が義務化されます！	17
4	知れば安心 あなたを支える制度	
	成年後見制度	19
	家族信託	22
	配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置	22

第3部 相談しよう！

1	司法書士に聞いてみよう	24
2	法務局問合せ先	26

エンディングノートとは、あなたの「万一のとき」に役に立つ大切な情報を記録し、ご家族に伝えるためのノートです。同時に、あなたがこれまでの人生を振り返り、生きた証や想いを記録することにより心を整理し、これからの人生をより明るく前向きに送るきっかけ作りとなるものです。

しかし、エンディングノートには、法的な効力はありませんので、この機会に「相続」のことも一緒に考えてみましょう。

第1部 わたしのエンディングノートを作成してみよう

1 わたし自身のこと

記入日 _____

フリガナ

名前： _____

生年月日： _____ 血液型： _____

住所： 〒 _____

本籍： _____

電話番号 自宅： _____

携帯： _____

メールアドレス： _____

【大切な番号】

基礎年金番号 _____

運転免許証 _____

個人番号カード _____

その他（WEBのIDなど）

これまでのわたし（思い出）

生まれたとき： _____

学生時代 _____

小学校 _____

中学校 _____

高校 _____

大学 _____

大人になってから

職歴など _____

趣味・夢中になったもの

思い出の旅先 _____

お世話になった人とのエピソード

これまでの人生を漢字1字で表すと？

2 家族のこと

父：名前

思い出

母：名前

思い出

夫・妻：名前

連絡先

思い出

子ども：名前

連絡先

思い出

子ども：名前

連絡先

思い出

子ども：名前

連絡先

思い出

ペットのこと ~わたしの大切な家族です~

犬・猫・鳥・その他（

）

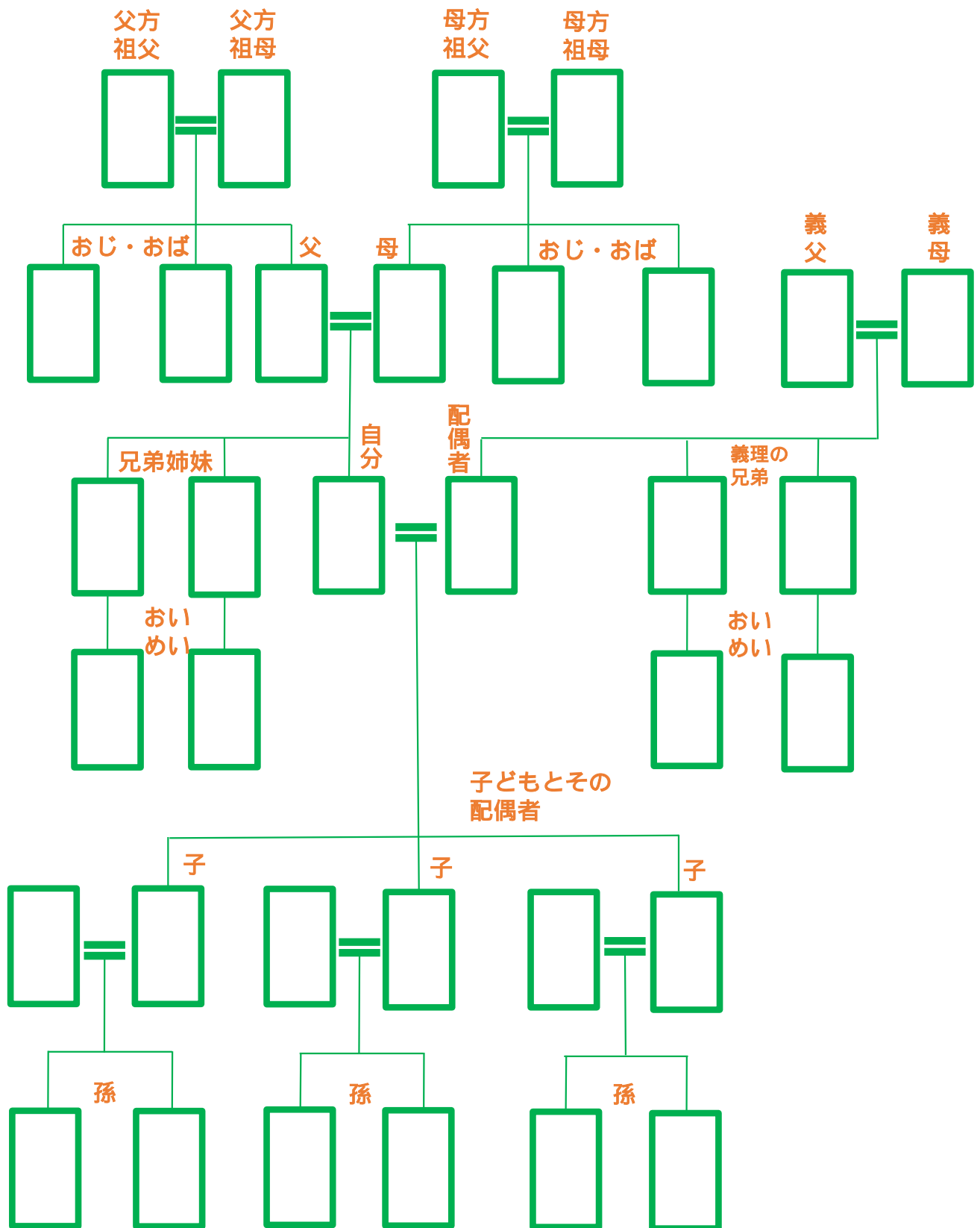
名前

オス・メス 登録番号

かかりつけの動物病院

世話について

家系図









わたしの相続人になるのは誰だろう？

家系図と相続人の範囲は同じではありません。相続人の範囲は法律で決められています。

相続順位

法定相続人と法定相続分

第1順位 子供がいる場合	配偶者  1 / 2	子ども  1 / 2 人数で分割
第2順位 子供がいなく、 親がいる場合	配偶者  2 / 3	親  1 / 3 人数で分割
第3順位 子供と親が共にい なく、兄弟姉妹が いる場合	配偶者  3 / 4	兄弟姉妹  1 / 4 人数で分割



- ・配偶者は常に相続人となります。
- ・配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- ・相続人となる子や兄弟姉妹が死亡している場合は、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。

「家系図」にあなたの相続人となる人に印をつけましょう。

3 わたしの財産

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

不動産

	所在地	地番・家屋番号	共有名義人 及び持分	どのよう に管理し ているか	どう処理し たいか
1					
2					
3					
4					

その他（メモ）

貸している不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

借りている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

💡ワンポイントアドバイス

🏠不動産の調べ方

不動産（土地・建物）については、ご自身がお持ちの登記識別情報（権利証）や法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）のほか、市区町村から通知される固定資産税の納税通知書で確認できます。複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無についても確認しましょう。

🏠資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい	・ 登記事項証明書 ・ 公図、地積測量図	お近くの法務局
地番・家屋番号を知りたい	・ 登記識別情報通知書	
面積を知りたい	（登記済証）	
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

🏠相続をスムーズに進めるための準備

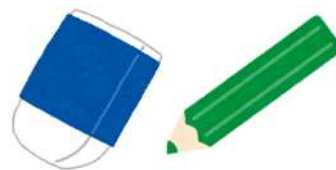
現状又は予定	必要なこと
・ 不動産の名義が亡くなった祖父母のまま ・ 建物が登記されていない など	相続登記（相続登記の詳細は17ページへ）
・ 特定の財産を特定の人に残したい	遺言書を作成（遺言書の詳細は13ページへ）
・ 死亡後のことは家族に任せるが、事務手続や当面の管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務委任契約の締結（家族信託については22ページへ）
・ 相続させる不動産を売却する予定	登記簿の確認、隣地境界の確認

他に資産はありますか？

	金融機関名	支店	口座番号	備考（金額等）
預貯金				
	銘柄	証券会社	番号	備考
有価証券 株式など				
	保険会社	種類・内容	受取人	備考（受取人等）
生命保険 等				
	種類・名称 （自動車・貴金属など）	内容	保管場所	備考
その他 借入れ など				

その他（メモ）

4 もしものときの連絡先



家族、親族

氏名： 連絡先：

住所

氏名 連絡先：

住所

専門家

司法書士 弁護士 税理士

氏名 連絡先：

事務所

寺院など 菩提寺または葬儀を依頼したい寺院、教会、神社

名称

宗旨

所在地

連絡先

5 大切な人へのメッセージ

葬儀の希望

家族、友人へ

To.

To.

To.

遺言書について

作成していない これから作成しようという方は13ページへ
作成している 自筆証書遺言 公正証書遺言
作成日
保管場所
遺言執行者の氏名・連絡先

その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地、建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

近所の人と申合わせ事項がある（隣地境界等）

（）

建て替えについて制約がある

（）

専用道路の権利関係が複雑

（）

その他

（）

その他（メモ）

第2部 相続で未来へつなく 「争族」にならないために知って安心

1 遺言書と遺言書保管制度

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

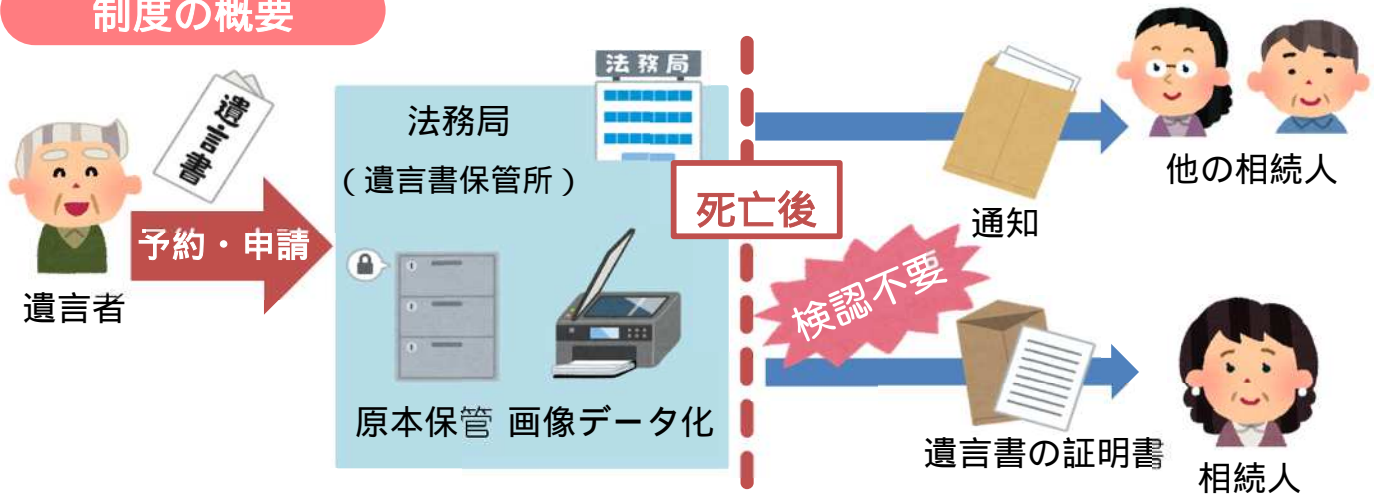
	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する 財産目録は、パソコンで作成したもので可	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます </div>	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、 検認は不要です </div>	不要
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に不備があると無効になる可能性がある <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、方式の外形的なチェックを受けられます </div> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかかる ・作成が手間 <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります </div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます </div>



法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で預かり、長期間適正に保管する制度です。遺言者がお亡くなりになった後は、相続人等は遺言書の証明書の交付などを受けることができます。

制度の概要



保管申請の手続は??

- ・遺言者ご自身で遺言書を作成し、管轄の法務局に予約をして、直接本人が申請します。
- ・申請書と添付書類のほか、マイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。
- ・遺言者死亡時に、遺言書が法務局に保管されていることを通知する方を、相続人等のうちから1名指定することができます。



法務局では遺言書の外形的な審査を行います。ただし、遺言書の内容に関するご質問・ご相談に応じることはできません。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の交付や、遺言書の内容の閲覧を全国の法務局（遺言書保管所）に請求できます。
- ・遺言者が希望した場合、遺言者が指定した相続人等のうちの1名の方に遺言書を保管していることを法務局から通知します。
- ・相続人等の一人が遺言書の証明書を取得したり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人等に通知します。
- ・法務局に保管された遺言書は、家庭裁判所での検認が不要です。

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

1通あたりにかかる手数料

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードから！手続には予約が必要です。



2 法定相続情報証明制度 ～相続手続きが簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができます。

そのため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を複数用意したり、繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

こんな手続きに 利用できる！

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更
- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

制度を利用しない場合



相続人



戸籍書類一式

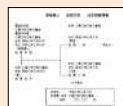
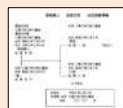
各種相続手続きのイメージ



制度を利用した場合



相続人



法定相続情報一覧図の写し



何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！

無料で利用できます！！

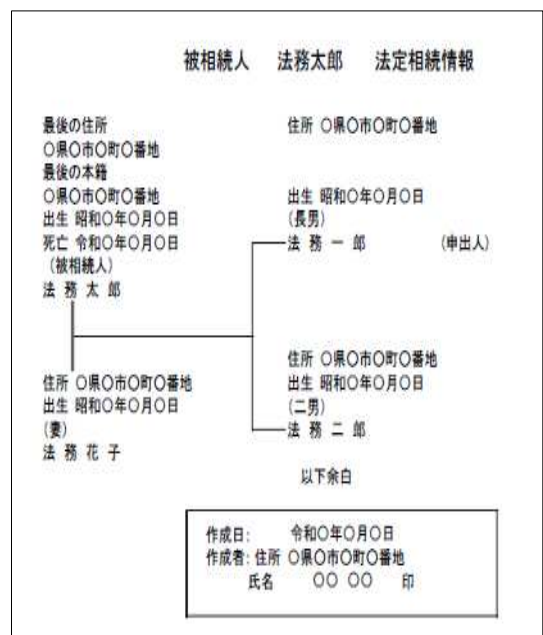


相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	-
	法定相続情報一覧図（右図）	-



法定相続情報一覧図（記載例）

別途必要書類がある場合があります。



3 相続 ～相続登記が義務化されます！！～

現在、相続登記の申請は義務ではないため、日本全国に長期間相続登記がされないまま放置され、所有者が不明となってしまった土地がたくさんあります。全部合わせると九州本土の面積と同じくらいとされています。

このような土地が増えると、相続した不動産をすぐに売却できない、公共事業が進まないなど、くらしやまちづくりに影響がでてきます。

これを解決するため、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制の見直しがされ、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に交付されました。詳しい手続きについては、今後、法務省のHPでお知らせします。



相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日施行）

所有者不明土地の発生を予防するため、相続等により土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）

相続等により不動産を取得した相続人に対し、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付け

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の相続人を探索した上で、その相続人の方に長期間相続登記がされていないことをお知らせしています。この通知が届いた方は、是非司法書士へご相談ください。

☞相談しよう！ 24ページへ

相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方)の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(15~16ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	-
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (14ページ参照)	法務局

必要書類の詳細は法務局HPのQRコードから



4 知れば安心 あなたを支える制度

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・補佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記**（21ページ参照）がされます。

一方、**任意後見制度**は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が欠けているのが通常の状態

保佐



判断能力が著しく不十分

補助



判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合



判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

公正証書で契約

成年後見制度の利用に必要な費用は？

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用 など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを手に入れるための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。 ）。

法定成年後見、保佐、補助の各事件の受付及び手続の案内は

神戸家庭裁判所後見センター ☎078-521-5935

申立てには管轄があります。神戸家庭裁判所本庁以外の支部、出張所の取扱いについては、直接申し立てる支部、出張所へお問い合わせください。

任意後見制度

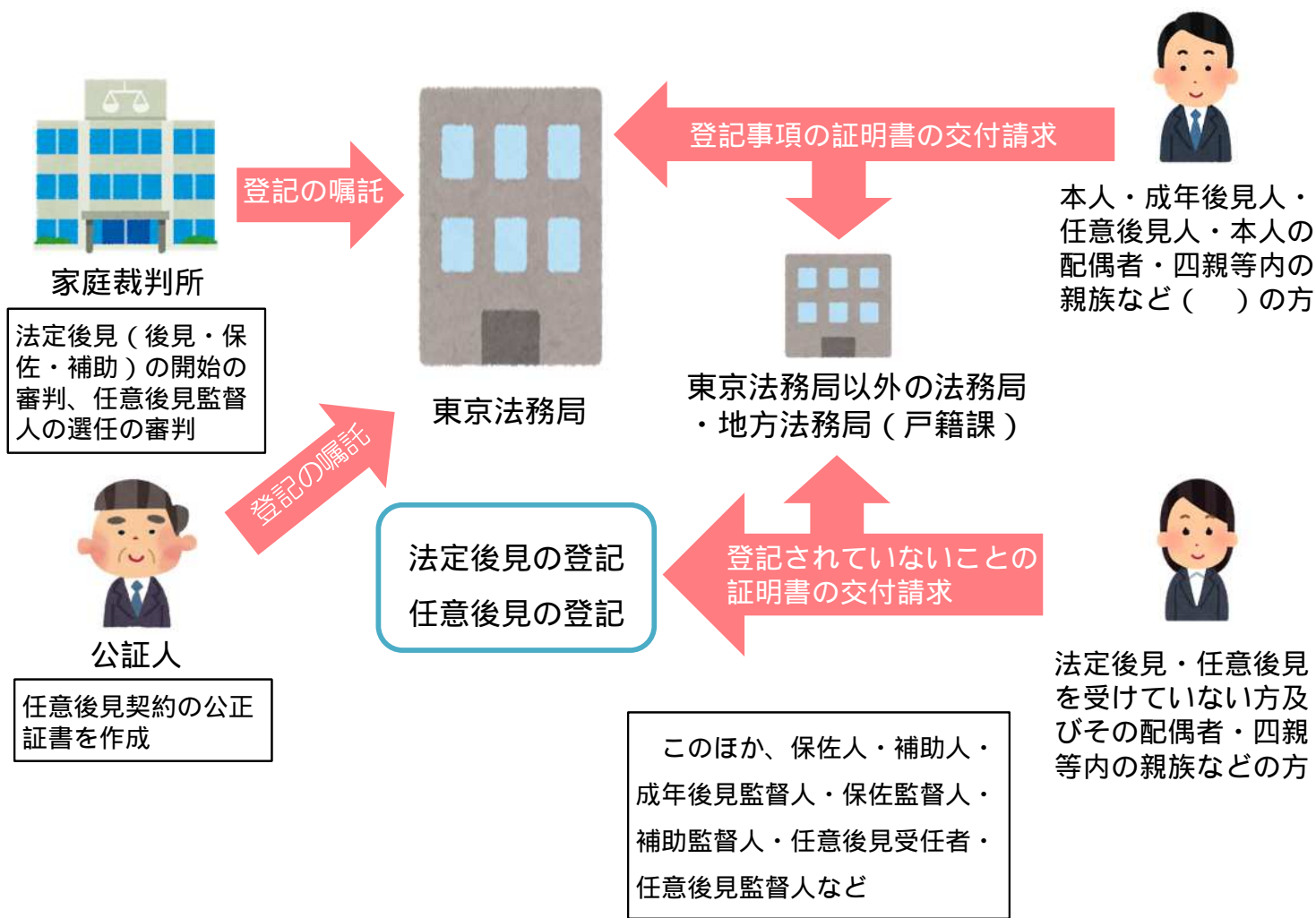
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- () このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。
- なお、公正証書に関するお問い合わせは、公証役場をお願いします。

成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人にまだ後見人がついていない事実などを証明することができます。



登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

必要書類

- ・ **申請書**（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- ・ **本人確認書類**（免許証・保険証など）
- ・ **委任状**（委任による代理人からの請求の場合）
- ・ **戸籍謄抄本・住民票**（親族からの請求の場合）

手数料

- ・ **登記事項の証明書**
1通につき **550円**
- ・ **登記されていないことの証明書**
1通につき **300円**

請求先

窓口

- ・ **東京法務局民事行政部後見登録課**
- ・ **全国の法務局・地方法務局戸籍課**

郵送

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります

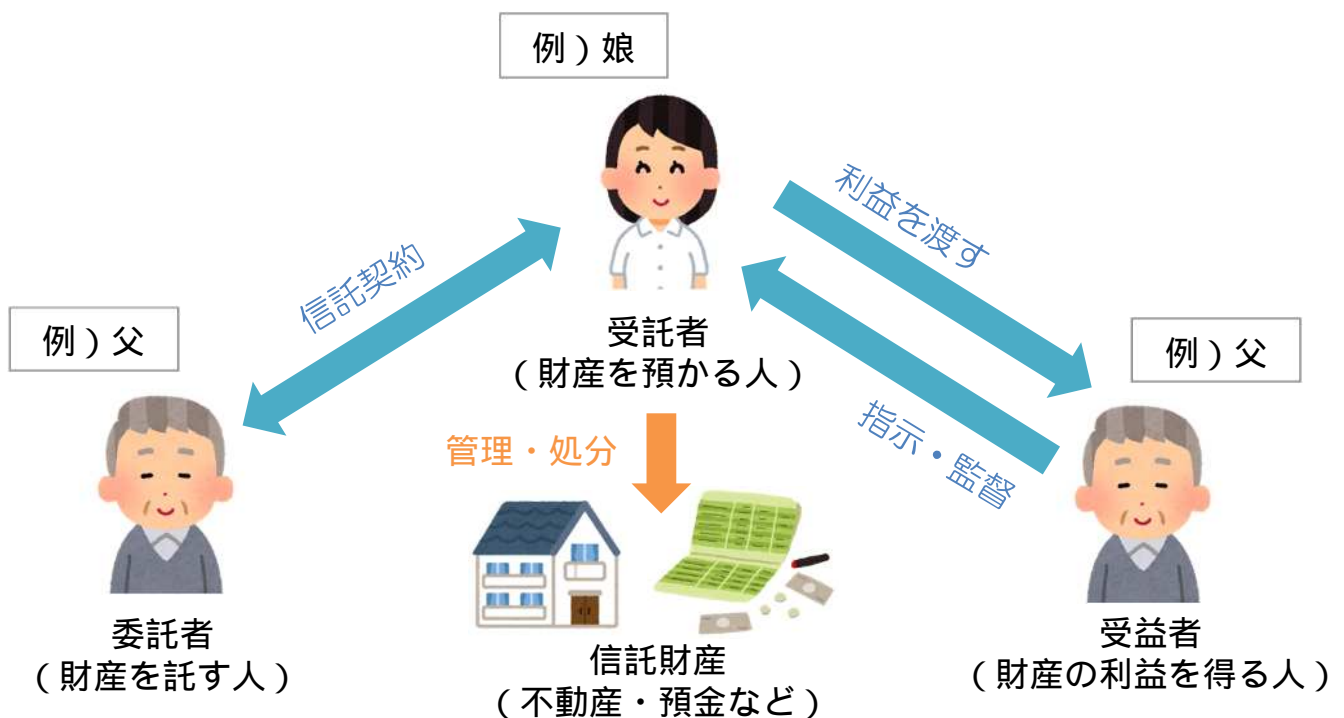
成年後見制度の詳細は、
法務局HPのQRコード
からご覧ください



家族信託とは？

家族信託とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置って？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

被相続人の財産



住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで心配

住む場所もあって、生活費もあるんで、生活が安心

今までは・・・



配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、不動産登記手続が必要です！

令和2年4月から



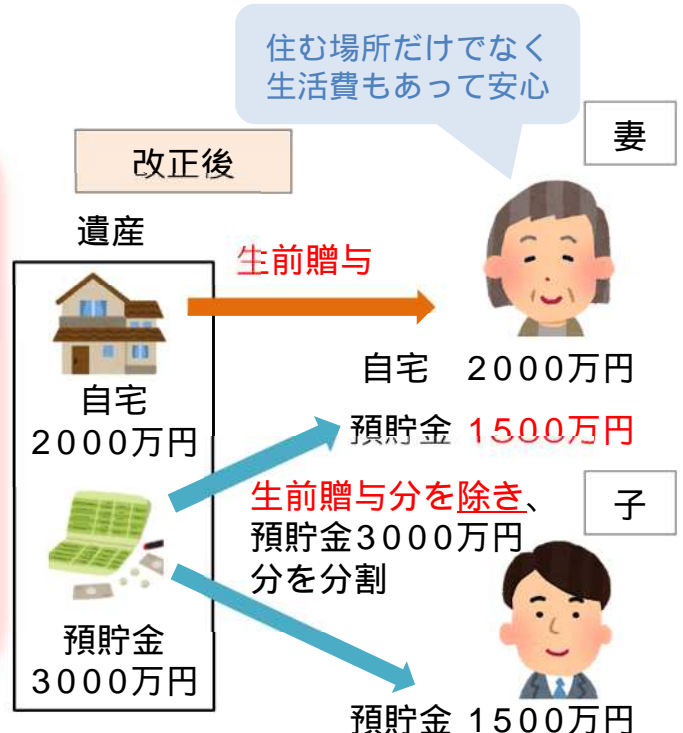
居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和2年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。



詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

第3部 相談しよう！

1 司法書士に聞いてみよう！

💡「相続」に関して、司法書士がお役に立ちます。司法書士にご相談ください！

遺言書を作成したい



自筆証書遺言書保管申請書の作成
公正証書遺言作成の支援

土地，建物の名義を変えたい



相続登記の申請

法定相続人の証明を受けたい



法定相続情報一覧図の申出

相続したくない



相続放棄申述書の作成

未成年者とその親権者が
ともに相続人になるときは？



特別代理人選任申立書の作成

相続人に認知症の方がいる



成年後見等開始申立書の作成

行方不明の相続人がいる



不在者財産管理人選任申立書の作成
失踪宣告申立書の作成

相続人間で話し合いがまとまらない



遺産分割調停申立書の作成

遺産の引継ぎ方法が分からない



遺産（整理）承継業務

💡司法書士はこんなこともできます！

不動産登記



売買や贈与による名義変更
ローン完済による担保抹消
住所氏名の変更

会社や各種法人の登記



設立，役員変更，本店移転や目的変更

裁判書類作成業務



破産申立書作成等債務整理
訴状等の作成

簡易裁判所訴訟代理等関係業務
（訴額・紛争の目的の価額が140万
円を超えない民事事件に限る）



売掛金や貸金の請求

後見業務



申立書類の作成
後見人や任意後見人への就任



💡「相続」に関して、司法書士がお役に立ちます。司法書士にご相談ください！

兵庫県内司法書士無料相談会場

【2022年1月現在】

所在地	各会場
神戸市	兵庫県司法書士会館
	神戸市西区文化センター
尼崎市	阪急塚口駅南さんさんタウン2番館 4階大集会室
西宮市	ACTA西宮西館5階 学習室
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター・エル
伊丹市	伊丹市立文化会館（いたみホール）5階
川西市	川西市商工会館3階
猪名川町	日生中央センタービル3階
三田市	JR三田駅前1番館 （キッピーモール）6階
明石市	明石商工会議所
姫路市	姫路労働会館
福崎町	福崎町文化センター（エルホール南隣）
加古川市	（令和4年3月まで）加古川市立勤労会館 （令和4年4月から）加古川市総合福祉会館
洲本市	洲本市文化体育館
たつの市	たつの市産業振興センター
赤穂市	赤穂市民会館
宍粟市	宍粟防災センター
加東市	加東市社福祉センター
朝来市	和田山ジュピターホール
新温泉町	浜坂多目的集会施設
豊岡市	豊岡市民プラザ（A17階）
丹波篠山市	丹波篠山市民センター
丹波市	柏原住民センター

上記のほか、電話相談や女性専用の電話相談「なのはな相談センターひょうご（女性司法書士が対応）」も実施しています。

無料相談の開催日は、会場により異なります。また、会場は、変更・休止・廃止の場合がありますので、最新の情報や実施日等の詳細は、兵庫県司法書士会ホームページでご確認ください。

《相談会についてのお問合せ》

兵庫県司法書士会総合相談センター

☎ 078-341-2755（午前9時から午後5時）

《兵庫県司法書士会ホームページ》

<https://www.shihohyo.or.jp/soudankai/>



🔍（無料相談会場を探す）

💡お近くの司法書士を探したいときは

<https://www.shihohyo.or.jp/search/>

（会員検索）🔍



2 法務局のお問合せ先

相続登記や、自筆証書遺言保管制度、法定相続情報一覧図の申出、成年後見に関する証明書の交付など、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

神戸地方法務局のお問い合わせ先

	相続登記・法定相続 情報証明	自筆証書遺言書保 管制度	成年後見制度	所在
本局	(登記部門)	(供託課)	(戸籍課) 証明書交付事務の み	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 Tel 078-392-1821(代表)
西宮支局				〒662-0942 西宮市浜町7-35 Tel 0798-26-0061
伊丹支局				〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1-12 Tel 072-779-3451
尼崎支局				〒660-0892 尼崎市東難波町4丁目18-36 Tel 06-6482-7401
明石支局				〒673-0891 明石市大明石町2丁目4-25 Tel 078-912-5511
柏原支局				〒669-3309 丹波市柏原町柏原516-1 Tel 0795-72-0176
姫路支局				〒670-0947 姫路市北条1丁目250 Tel 079-225-1915
加古川支局				〒675-0017 加古川市野口町良野1749 Tel 079-424-3555
社支局				〒673-1431 加東市社539-2 Tel 0795-42-0201
龍野支局				〒679-4167 たつの市龍野町富永879-2 Tel 0791-63-3221
豊岡支局				〒668-0024 豊岡市寿町8-4 Tel 0796-22-2703

	相続登記・法定 相続情報証明	自筆証書遺言 書保管制度	成年後見制度	所在
洲本支局				〒656-0024 洲本市山手1丁目2-19 Tel 0799-22-0497
須磨出張所				〒654-0154 神戸市須磨区中落合3丁目 1-7 Tel 078-794-2045
北出張所				〒651-1145 神戸市北区惣山町1丁目 7-11 Tel 078-594-3351
東神戸出張所				〒658-0021 神戸市東灘区深江本町4丁目 4-1 Tel 078-451-7955
三田出張所				〒669-1533 三田市三田町39-6 Tel 079-563-2707
八鹿出張所				〒667-0024 養父市八鹿町朝倉1154-1 Tel 079-662-2767

Memo

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が

さまざまなトラブルを

防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう